



平成29年4月28日

内閣府沖縄振興局

沖縄子供の貧困緊急対策事業の交付決定について

内閣府においては、沖縄の子供を取り巻く厳しい状況を踏まえて緊急的に措置を講じることとし、昨年度より沖縄子供の貧困緊急対策事業を開始しました。

この度、市町村等が平成29年度に実施する事業について交付決定を行い、その内容を取りまとめましたので、お知らせします（詳細は別紙参照）。

【第1回交付決定総額】 1,064百万円（交付率：96%）

1. 子供の貧困対策支援員の配置

交付決定額 359百万円 合計 121人（29市町村）（※H28年度実績 105人 H29.2.1時点）

配置先

	市町村役場 （福祉部門）	教育委員会 学校	その他
市町村数	21	8	3

※その他：公民館、児童館等

※複数箇所に支援員を配置する市町村がある。

2. 子供の居場所の運営支援

交付決定額 642百万円 合計 135箇所（26市町村、沖縄県）（※H28年度実績 122カ所 H29.2.1時点）

実施内容

	食事支援	生活指導	学習支援	キャリア形成 支援等
箇所数	114	105	122	63

※複数の活動を実施する居場所がある。

3. その他の事業

交付決定額 63百万円

実施内容

- ア. 事業の成果の分析・評価・普及
- イ. 支援コーディネーターの配置
- ウ. 子供の貧困対策支援員の研修
- エ. 子供の貧困に関する協議会の運営
- オ. 子どもの居場所学生ボランティアセンターの運営

※上記の支援員の人数及び子供の居場所の箇所数等は、予算上想定している数であり、今後、市町村等が行う契約等によって変動する場合があります。

【本件連絡先】

内閣府沖縄振興局事業振興室 小林、中村、小方、豊田

電話：03-6257-1662

FAX：03-3581-0952

沖縄子供の貧困緊急対策事業の第1回交付決定の市町村等別内訳

市町村	交付決定額 (第1回)	支援員の配置等				子供の居場所の運営支援				
		配置	配置先			箇所	実施内容			
	円	人	市町村役場 (福祉部門)	教育委員会 学校	その他		食事支援	生活指導	学習支援	キャリア形成 支援等
那覇市	210,465,000	27	○	○		23	18	15	17	11
宜野湾市	30,816,000	6	○			4	4	4	4	4
石垣市	32,811,000	3	○			3	3	3	3	
浦添市	102,847,000	12	○			18	17	11	14	13
名護市	28,760,000	7	○			3	3	2	2	
糸満市	47,516,000	7	○			6	6	6	6	3
沖縄市	127,243,000	17	○	○		25	8	10	25	6
豊見城市	57,056,000	4	○			5	5	5	5	5
うるま市	84,092,000	7	○	○		9	9	9	8	3
宮古島市	40,283,000	2	○			4	4	4	4	2
南城市	18,432,000	4		○		2	2	2	2	2
国頭村	8,152,000	1		○		2	2	1	2	
大宜味村	10,440,000	1	○			1	1	1	1	1
東村	11,586,000	1			○	1	1	1	1	1
今帰仁村	3,000,000	1	○							
本部町	3,000,000	1	○							
恩納村	5,213,000	2		○						
宜野座村	13,473,000	1	○			1	1	1	1	1
金武町	17,208,000	1	○			1	3	3	3	1
読谷村	13,969,000	2	○			2	2	2	2	
嘉手納町	3,000,000	1		○						
北谷町	14,701,000	1			○	3	3	3	2	2
北中城村	9,950,000	1		○		3	3	3	1	1
中城村	18,638,000	2	○			4	4	4	4	1
西原町	6,000,000	2	○			1	1	1	1	
与那原町	13,500,000	2	○			3	3	3	3	
南風原町	37,137,000	2	○			2	2	2	2	2
南大東村	1,779,000					2	2	2	2	
伊平屋村	9,784,000	1	○			4	4	4	4	1
八重瀬町	12,810,000	2			○	2	2	2	2	2
沖縄県	69,978,000					1	1	1	1	1
合計	1,063,639,000	121				135	114	105	122	63
市町村等数	31	29	21	8	3	27	27	27	27	20

注1: 支援員の人数及び箇所数、子供の居場所の箇所数は、平成29年4月28日時点での見込みであり、今後変動する場合がある。

注2: 支援員の配置先の「その他」は、公民館、児童館等である。

注3: 複数箇所に支援員を配置する市町村がある。

注4: 複数の活動を実施する居場所がある。